

平成19年第338回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成19年9月14日(金曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 議案第37号・第38号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第39号
請願第5号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第40号・第41号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第42号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第43号・第44号
認定第1号
審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 発議第10号 道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充等に関する意見書(案)
- 日程第 7 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
3番	熊田宏君	4番	栗崎千代松君
5番	渡辺正美君	6番	柏村栄君
7番	諸根重男君	8番	吉田伸君
9番	藤井精七君	10番	棚木良一君
11番	角田秀明君	12番	十文字重康君
13番	須藤羊一君	15番	遠藤守君
16番	松谷正良君	17番	永沼義和君

18番 根本 信雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 野 地 誠 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 渡 辺 正 樹 君
総 務 課 長 内 藤 正 昭 君	税 務 課 長 蛭 田 武 良 君
町 民 生 活 課 長 長 岐 敬 一 君	保 健 福 祉 課 長 根 本 孝 一 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 須 藤 修 平 君	都 市 建 設 課 長 坂 本 明 司 君
上 下 水 道 課 長 渡 辺 正 弘 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 熊 田 建 一 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 坂 路 寿 紀 君	生 涯 学 習 課 長 水 戸 光 男 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 林 伸 幸	主 幹 兼 局 長 補 佐 水 戸 邦 夫 兼 次 長
---------------------	-----------------------------------

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さん、ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（根本信雄君） 9月10日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算決算特別委員会に付託した案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第37号、議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第1、これより議案第37号、第38号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、3番、熊田宏君。

〔3番 熊田 宏君登壇〕

○3番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、総務常任委員会審査結果報告書。

第338回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので、ご一読をお願いし、報告を省かせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第37号、第38号の審査結果は次のとおりであります。

議案第37号 政治倫理の確立のための矢吹町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、郵政公社の民営化及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する引用字句の整理を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

本案についても、郵政公社の民営化に伴う引用字句の整理をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第37号 政治倫理の確立のための矢吹町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号、請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第2、これより議案第39号、請願第5号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、4番、栗崎千代松君。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第338回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは記載をごらんください。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第39号、請願5号の審査結果は次のとおりであります。

議案第39号 矢吹町健康センター施設条例の一部を改正する条例。

本案は、財政再建計画に基づき、あゆり温泉及び温水プールの使用料を改定するもので、入浴料を100円増額し、温水プールについてはすべて有料化とするものであります。

討論に入り、値上げをしないで町が努力する姿を町外に示すべきであり反対する意見、住民への説明も果たし、また厳しい財政の中、財政再建実行により財源確保が必要であることから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第5号 後期高齢者医療制度に関する請願。

本件は、福島県後期高齢者医療広域連合に、後期高齢者医療制度の運営において高齢者を初めとする低所得者層の生活困難事態への回避や、保険料の納付困難、滞納に伴う保険証取り上げ措置の緩和などについて意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、関係機関でも検討中であり、時期尚早から継続審査すべき意見があり、請願第5号は継続審査すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 請願第5号について、委員長に質疑をいたします。

後期高齢者医療制度に関する請願であります。委員会の中で「関係機関でも検討中であり、時期尚早から」ということなんです。この後期高齢者の医療制度についてはわかればわかるほど大きな不安を持つものであります。

このことについては埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、いわゆる首都圏なんです。この広域連合でも、いわゆる厚生労働省について要望書を提出したり、矢吹町と同じ姉妹都市であります三鷹市でも議会中に全会一致で国に意見書を提出しております。

そういった点で、委員会としても時期尚早ということでもあります。やはり12月議会、来年の4月1日からスタートするわけですから、せめて12月中にはそういった問題点を把握して、ぜひともこういった意見書、あるいは要望書なり出していただきたいというふうに思いますが、そういった点について委員長としてどのように考えるのか、お尋ねいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの10番議員の質疑に対し、答弁を求めます。

文教厚生委員長。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 棚木議員からの質問に、個人的にどう考えるのかということについて答える立場にはないと思います。文教厚生常任委員会としては審査の結果、継続審査すべきというように結論が出ました。

以上です。

○議長（根本信雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

9番。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 議案第39号 矢吹町健康センター施設条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

今、矢吹町は全国の自治体から注目を集めています。実質公債費比率県内ワースト3位という中で、財政再建と中学校建設という大きな課題に取り組んでいます。

そうした中で、この健康センターの施設はいろいろな情報の飛び交う場所にもなっています。多くの人に利用していただき、そして理解を得、協力を得るためにも公共の施設の使用料を値上げしないで、矢吹町は財政再建に頑張っている、そういう姿を今、町内外に示す必要があります。

隣の泉崎村の財政再建を見、矢吹町の財政再建案と比較する自治体がありますが、とんでもないことです。矢吹町は元気に頑張っているというそういう情報の発信地がこの施設です。財政再建、値上げするならばだれにでもできる、そのような声が聞かれたならば、これからの挑戦も決してよいとは言われません。

私はそうした思い、考えから、議案第39号 矢吹町健康センター施設条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

○議長（根本信雄君） はい、討論ございませんか。

1番。

〔1番 鈴木一夫君登壇〕

○1番（鈴木一夫君） 議案第39号 矢吹町健康センター施設条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、財政再建計画に基づき、あゆり温泉及び温水プールの使用料についての改定を行うものであります。主な改定内容は、温泉1回当たり100円の増額、温水プールの有料化及び定期券の改定であります。

本改定案は、近隣町村の同様施設の利用率と比較しても適当な改定であると考えます。また、財政再建計画にも組み入れられており、先ほど皆様方にも配付されました財政再建3カ年計画の変更案の中にも、その公課金額が盛られているところであります。今後の維持管理経費の財政財源捻出からも、利用者にご理解をお願いできるものと考えます。

改定時期は20年4月であり、過去2回実施しました町民説明会及び今後半年間の期間において町民の皆様への周知期間も適当と考えるものであります。また本改定案は、健康センター運営審議会より改正が適当との意見を受けております。

ただし、今回の値上げに関する増収分については、指定管理者との契約の中で、十分町民の方々あるいは議会に対しても理解が得られるものでなければならぬということをつけ加えまして、議案第39号に賛成したいと思っておりますので、皆様の賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第39号 矢吹町健康センター施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより、請願第5号 後期高齢者医療制度に関する請願に対する委員長報告は、継続審査であります。

◎議案第40号、議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより議案第40号、第41号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、6番、柏村栄君。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第338回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第40号、第41号の審査結果は次のとおりであります。

議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。

本案は、特別会計の健全化と受益者負担の公平性を踏まえた財政再建計画に基づき、農業集落排水使用料の総体的な見直しを行い、基本料金及び人員割料をそれぞれ改定増するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例。

本案も、特別会計の健全化と受益者負担の公平性を踏まえた財政再建計画に基づき、公共下水道使用料の総体的な見直しを行い、基本使用料及び超過使用料金をそれぞれ改定増するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例、議案第41号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

事務報告書で、接続の向上を図るために大和久、本村、三城目、寺内、松倉の5処理地域の戸別訪問また文書の配布等を積極的に行い、接続率向上について理解を求めるために周知活動を行いましたと書いてありましたが、接続に苦戦を強いられているようでございます。各家庭では理解はしているが、加入するのが大変だというこの経済的状況もあります。お金が間に合えば加入するという方々もたくさんいると思います。

議案第40号、41号は、その理解にも水を差してしまいます。値上げして、接続向上進まずに、加入者さらに負担増とならないようにするためにも、議案第40号、41号に反対をいたします。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 私は、議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

本案は、矢吹町財政再建3カ年計画に基づき使用料の総体的な見直しを行い、使用料金の月額基本料金及び人員割料の料金改正を行うものであります。改正を行うことで、公平な受益者負担を確保することが可能になり、農業集落排水事業特別会計の経営の健全化が図られ、施設の適正な維持管理を進められます。

以上のことから、農業集落排水事業特別会計の健全で公平な、そして安定的な運営に欠かすことのできない改正でありますので、また、将来的には一般会計からの手助けがなくても運営できるようにしていかなければならないということで、本案は上下水道事業経営審議会より答申をいただいております。

よって、議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例に賛成するものであります。

皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

17番。

〔17番 永沼義和君登壇〕

○17番（永沼義和君） 私は、議案第41号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論いたします。

本案は、矢吹町財政再建3カ年計画に基づき使用料の総体的な見直しを行い、基本料と使用料と超過使用料金の料金改正を行うものであります。改正により、公共下水道事業特別会計の健全で公平な、そして安定的な運営には欠くことのできない使用料金の改正であると思います。

また本案は、上下水道事業の名士が集うところの経営審議会に説明して答申をいただいております。

よって、議案第41号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第40号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第4、これより議案第42号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算決算特別委員長、11番、角田秀明君。

[11番 角田秀明君登壇]

○11番（角田秀明君） 第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

第338回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条により報告をいたします。

なお、1番から6番まではごらんになっていただきたいと思います。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第42号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は次のとおりです。

議案第42号 平成19年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ81万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億3,604万1,000円とし、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税、県支出金、繰越金、町債などを増額し、町税及び諸収入を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、民生費、土木費、教育費などを増額し、衛生費及び商工費を減額するものであります。

地方債の補正では、臨時財政対策債の限度額を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成18年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額19億2,386万9,000円に対し、歳出総額18億8,627万1,000円で、差し引き3,759万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成18年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額4億8,988万円に対し、歳出総額4億8,363万5,000円で、差し引き624万5,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成18年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額118万9,000円に対し、歳出総額2万8,000円で、差し引き116万1,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成18年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額16億4,866万5,000円、歳出総額16億3,879万2,000円で、差し引き987万3,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成18年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億6,930万2,000円に対し、歳出総額1億6,844万4,000円で、差し引き85万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成18年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額7億3,447万1,000円に対し、歳出総額6億7,663万1,000円で、差し引き5,784万円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成18年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額4億8,868万5,000円に対し、支出額4億8,045万4,000円で、当年度純利益は823万1,000円の黒字決算であります。

資本的収支では、収入額2,118万円に対し、支出額1億2,459万5,000円で、不足する額1億341万5,000円は、当年度分消費税調整額と過年度損益留保資金で補てんする内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたしますので、皆さんのご同意をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 認定第2号 平成18年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成18年度の決算収支は歳入で19億2,386万9,000円、不納欠損額2,400万8,457円、収入未収額で2億8,291

万7,315円、歳出で18億8,627万1,000円、差し引き3,759万8,000円の黒字決算ということですが、ご承知のように、矢吹町の平成18年度の滞納額は人数で2,015人、6億711万8,533円にもなります。その中でも、特に収入がなくてもかかってしまう固定資産税と国保税の滞納額は5億2,642万7,049円にもなります。国保税だけでも17年度は464人、18年度は525人と滞納する人がふえています。

これまでも言ってきましたが、このように収入がなくてもかかってしまう税金、その上県内2番目に高い国保税には、町民の皆さんから何とか引き下げてほしいといった声上がるのは当然であります。それだけに国保税の引き下げは町政における緊急課題でありますし、多くの町民の切実な願いであります。

幸い矢吹町には、一般財源から繰り入れをしなくとも国保積立基金1億1,000万円あるわけですから、その一部を活用すれば引き下げは可能であります。

これまで国保基金の活用や一般会計からの国保会計の繰り入れをしないで、国保会計が危機だからと言って値上げをしてきたわけであります。その結果、県内2番目に高い国保税の町となっているわけであります。これまでの町の対応では国保税の引き下げはできないし、このままでは県内一高くなってしまいます。町民の暮らしを守るという、つまり福祉の心が無いという18年度の国保決算認定でありますので、私は町民の暮らしと健康を守る立場から、反対するものであります。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

3番。

〔3番 熊田 宏君登壇〕

○3番（熊田 宏君） 私は、認定第2号 平成18年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、事業執行におきましてレセプト点検の徹底、また予防医療としての人間ドックの実施、そして医療費通知や啓発活動により、医療費の抑制に努めております。

歳入においても、国・県補助金のほか、国民健康保険税の納入確保に努めております。

また、支払い準備金については突発的な医療費の必要時など、不測の事態に備えるための基金であります。安易に基金から繰り入れいたしますと、とっさのときの、伝染病とかのときに、まさに町民の生命と安全を守るための目的が達成されなくなります。よって、今会計の収支決算は適正に執行されているものと認め、認定第2号に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第42号 平成19年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成18年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

これより認定第3号 平成18年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号 平成18年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号 平成18年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号 平成18年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号 平成18年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第8号 平成18年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第43号、議案第44号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第5、これより議案第43号、議案第44号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員長、8番、吉田伸君。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番（吉田 伸君） 第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

第338回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第43号、第44号、認定第1号の審査結果は次のとおりです。

議案第43号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳出予算の款項区分間の金額を補正するものであります。

歳出補正の主なものは、保険給付費を増額し、総務費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,488万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,710万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、支払基金交付金及び繰越金を増額し、繰入金などを減額するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成18年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額58億56万円に対し、歳出総額56億7,663万円で、差し引き1億2,393万円の黒字決算であり

ます。

討論に入り、当初予算の編成から、第三子以降幼稚園、保育園児の無料化による子育て支援策と言いながらも、一方では無料であった放課後児童クラブの有料化、また公共性の高い施設の民間委託や業務委託の実施は、福祉の後退につながるものとの趣旨から反対する意見、町税等自主財源の収納向上に努力され、歳出面では限られた財源のもと効率的な行政サービスに努められたことを評価し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 認定第1号 平成18年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

この件については、当初予算でも反対をいたしました。平成18年度の矢吹町一般会計決算認定は歳入合計で58億56万32円、歳出で56億7,662万9,935円、差し引き1億2,393万97円の黒字決算ということですが、公債費比率24.3%、借金もそのままあるわけであります。

事業内容については、役場窓口時間の拡大、幼稚園預かり保育の拡大、保育園待機園児解消のための定員増、放課後児童クラブの定員増などは子供を持つ親からは大変喜ばれましたが、19年度は第三子以降幼稚園・保育園の無料化と言いながら、これまで無料だった放課後児童クラブから育成料として1人3,000円にしたことは、子供を持つお父さん、お母さんからはこれが子育て支援と言えるのかと怒っています。

また、お年寄りの方々や鍼灸マッサージ師の皆さんに歓迎されていた鍼灸マッサージ助成事業は、1・2級の障害者だけで、お年寄りの助成はなくなってしまいました。

しかも町民の健康増進施設であります健康センターを2,000万円以上も払って民間委託、半年以上も過ぎてから消費税が入っていなかったからといって消費税まで払うことは問題であります。これまでどおり町が直営してこそ町民も安心できるものであります。

行財政改革や町財政3カ年計画についても、町が一方的に進めるのではなく、町職員、議員、町民が一緒になって進めれば経費も安くなるはずです。町長は「行財政改革を進める中では、国保税の値上げや学童保育の値上げはやむを得ない措置だった。住民負担の増加も予想される。町民の皆さんには痛みと感じられても、その痛みは住民サービスの低下ではない」と言っているように、平成18年度一般会計決算認定、またこれからやろうとしている町財政3カ年計画は、住民負担の増加、住民サービスの低下、福祉の後退ということがだれの

目にも明らかになってきましたので、私は町民の福祉と暮らしを守る立場から、認定第1号に反対するものがあります。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

6番。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） 私は、認定第1号 平成18年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

近年の地方財政を取り巻く環境は三位一体の改革により、地方交付税が削減されるなど厳しい財政状況の中、本町においては「第5次矢吹町まちづくり総合計画」に基づき、その事業ごとに事前評価によって優先順位を定め、集中と選択による事務事業を実施し、政策実現のため成果重視の財政運営を行いました。

こうした状況のもと、平成18年度一般会計決算においては、特に町税等の収納率向上に積極的に取り組むなどして、自主財源の確保に努め、近年にない財政調整基金を繰り入れしないで財政運営を実現されました。

歳出面では行財政改革の集中改革プランに基づいた指定管理者制度の導入、業務委託の拡大、職員の削減などに取り組むとともに、内部管理経営経費の削減にも努められ、実質単年度収支を黒字としたことは評価できるものであり、本決算の認定に賛成するものであります。

ご同意をよろしくお願いします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第43号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成18年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、すべての審議は終了いたしました。今会期中に議員から追加案件などの提出がありましたので、その取り扱いについてたいまから議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

(午後 1時59分)

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

(午後 2時15分)

◎日程の追加

○議長（根本信雄君） 追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、11番、角田秀明君。

[11番 角田秀明君登壇]

○11番（角田秀明君） 報告いたします。

会期中に追加案件として議員からの発議1件及び閉会中の継続調査申し入れが提出されましたので、その取り扱い等については事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告とします。

○議長（根本信雄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第6、これより発議第10号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

6番、柏村栄君。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） 道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充等に関する意見書（案）

道路は、地域住民の生活を支える唯一の交通基盤として、その重要性は極めておおいものである。

本町においては、道路整備水準が低いため、緊急医療や消防活動、更には通勤・通学の住民生活に多大の支障を来している状況にあり、また、国県道の交通量の増大に伴い町道への流入が増加し、車の渋滞、交通事故が多発している傾向にある。これを恒久的に解消するため、道路の整備が急務となっている。

ところが、道路特定財源については、平成18年12月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、真に必要な道路整備は計画的に進めるとする一方で、今後、一般財源化を図ることを前提に、税収の全額を道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みを改め、平成20年の通常国会において所要の改正を行うこととされている。

道路特定財源が一般財源化されれば、安定的な道路財源を欠くことが懸念され、まだ道路整備の不十分な地方においては、非常に大きな不安を抱いているところである。

よって、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1 国においては、道路整備が地方の発展に必要不可欠であることを十分に認識され、着実な道路整備に向け、安定的な道路財源を確保するとともに、道路予算にはシーリングをかけず、補助事業における補助率のかさ上げや地方公共団体への配分割合を高めるなど、整備の遅れている地方への道路整備財源を充実すること。

2 平成19年中に策定される「道路整備の中期的な計画」には、住民の安全・安心を確保する道路や地域間格差の是正・地方経済の活性化に資する道路など、地方の声を十分に反映させること。

3 地方の自主性と裁量性の高い地方道路整備臨時交付金制度並びに地方特定道路整備事業については、地方道路整備において非常に大きな役割を果たしてきており、今後も必要不可欠な制度等であることから、平成20年度以降も引き続き継続するとともに、地方の遅れた道路整備を充実させるため、補助国道についても制度の対象とするなど、本制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月14日

衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長 江田五月殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 増田寛也殿、財務大臣 額賀福志郎殿、国土交通大臣 冬柴鉄三殿、経済財政政策担当大臣 大田弘子殿。

福島県矢吹町議会議長 根本信雄

以上であります。

○議長（根本信雄君） これより発議第10号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充等に関する意見書（案）について、反対の立場で討論を行います。

この道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充等に関する意見書ということで、私も道路整備の制度拡充などには賛成であります。しかし、これまでも道路特定財源についてはむだな高速道路をつくるということで、これは問題になっているわけです。そういった点で、一般財源化というのがもう今では当たり前になってきているわけでありますので、私は道路特定財源というのは問題だというふうに思いますので、反対をいたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第10号 道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充等に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（根本信雄君） 日程第7、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、総務常任委員会、議会広報編集委員会の各委員長から所管事務調査の会期外付託の申し出がございます。

また、議会運営委員会委員長より、次回定例会の運営協議のため、会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会運営委員会委員長からの所管事務調査及び運営協議として会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（根本信雄君） 日程第8、これより議員の派遣を議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で、議案審議は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（根本信雄君） これで、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第338回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 2時26分)